

鹿児島県土地改良事業 測量作業規程

平成28年8月

鹿児島県農政部

鹿児島県土地改良事業測量作業規程は、農林水産省農村振興局測量作業規程（平成28年度版）に準拠しているため、「農林水産省地方農政局」を「鹿児島県農政部」と読み替えて取り扱う。



国国地第 59 号

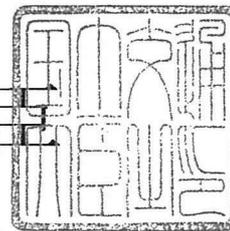
公共測量作業規程変更承認書

鹿児島県知事 殿

平成 28 年 6 月 17 日付け農保第 100 号で変更申請のあった
鹿児島県土地改良事業測量作業規程は、測量法（昭和 24 年法律第 188 号）
第 33 条第 1 項の規定により承認する。

平成 28 年 7 月 7 日

国土交通大臣



鹿児島県土地改良事業測量作業規程の改正について（H28.8.1適用）

1 国の動き

国土交通省国土地理院は、H28年3月31日に測量法第34条に規定されている「作業規程の準則」の一部改正を行った。

農林水産省においては、「作業規程の準則」をもとに、「測量作業規程」を定めているため、今回の「作業規程の準則」の改正にあわせて「測量作業規程」の見直しを行っている。（承認（平成28年5月23日付け国国地第7号））

2 主な改正内容

鹿児島県土地改良事業測量作業規程は、農林水産省農村振興局測量作業規程（平成28年度版）に準拠しているため、「農林水産省地方農政局」を「鹿児島県農政部」と読み替えて取り扱うこととする。

- ① 「電子基準点のみを既知点とした基準点測量」の適用拡大
- ② 「車載写真レーザ測量」の新規追加
- ③ 多言語による数値地形図データの表記方法の新規追加
- ④ 空中写真測量の刺針の廃止
- ⑤ 「測量機器検定基準」のGNSS測量機の機器検定方法の見直し
- ⑥ 「公共測量標準図式」に関する見直し
- ⑦ その他 語句の修正 等

※3 農林水産省測量作業規程（農林水産省ホームページ）

[ホーム](#) > [組織・政策](#) > [農村振興](#) > [設計・施工・入札等](#) > [工事業務の共通仕様書等](#) > 測量作業規程

http://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kyotu_siyosyo/k_sokuryo/index.html

上記に掲載されています。